

お客さま各位

ATM カードローン 極度増額時に適用される契約規定について

2022年12月31日（土）以前にATMカードローンをご契約いただいた方が、極度増額をご利用いただく場合、契約規定は以下の通り変更となります。

記

1. 対象の方

2022年12月31日（土）以前にご契約いただいた方。

2. ATMカードローン「北洋ATMカードローン契約規定（当座貸越契約）」

条文	項目	現在	適用される契約規定
第6条 （取引期限）	1	この契約による取引の期限は、極度額を設定した日（以下「契約日」という）が1～10日の場合は契約日の属する1年後の応当月末日を期限とし、契約日が11日～月末の場合は契約日の属する月の1年後の応当月の翌月末日とします。	この契約による取引の期限は、極度額を設定した日が属する月の1年後の応当月末日とします。
	2	前項の期限が到来した場合は、期限までに借主または銀行から書面によりその期限を延長しない旨の申し出をしたときを除き、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。	同左
	3	前項の期限延長に関し、銀行が審査等のために資料の提供又は報告を求めたときは、借主はこれに応じるものとし、以後も同様とします。	同左
	4	期限までに当事者の一方から書面により期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次によることとします	同左

3. 改定日

2026年7月1日（水）

4. 2023年1月4日（水）以降にご契約いただいておりますお客さまは契約規定に変更ございません。

以上